

神奈川県監査委員公表第8号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年5月16日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
 同 高岡香  
 同 太田眞晴  
 同 土井りゅうすけ  
 同 赤井かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年11月1日（神奈川県公報号外第91号）神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分37箇所（既報告の9箇所を除く）に係る44事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部行政課	平成28年8月1日（平成28年6月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、教育委員会文書集配等業務委託契約（契約額17,631,000円）に基づき教育委員会の各室課が受託者に文書の印刷を依頼するに当たり、依頼数量の一元的な把握が不十分であったことなどにより、その合計数量が契約で定める印刷数量の上限を超えていた。	不適切事項については、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、印刷数量の把握を確実にを行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。
行政部教育施設課	平成28年8月1日（平成28年6月13日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、不動産鑑定評価料（1件、299,160円）の執行に当たり、履行確認を行った日（平成27年3月24日）の属する平成26年度の歳出として整理すべきであり、そのためには平成26年度内に執行何票兼支出命令票を起票	不適切事項については、不動産鑑定評価料の執行に当たり、経理担当課への執行依頼票の提出を失念し、年度内に処理できなかったため、翌年度の予算で執行していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、予算の早期執行を

		すべきところ、年度末で多忙なことなどにより経理担当課への執行依頼票の提出を失念し、年度内に処理できなかったため、平成27年度の予算で執行していた。	図るとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
行政部教職員企画課	平成28年8月1日（平成28年6月9日職員調査）	<p>（要改善事項）</p> <p>1 「高校の航海実習における週休日の振替に係る規定の件」 海洋科学高等学校（以下「高校」という。）で毎年実施している航海実習において、勤務日を週休日等に変更する振替などについて、規定が整備されていなかった。 （以下省略）</p> <p>2 「県立学校の教員のタクシーを利用した出張に係る人事給与システムへの入力」の件」 県立学校の教員がタクシーを利用した出張をするに当たり、人事給与システム（以下「システム」という。）への入力を行っていないものが多数あった。 （以下省略）</p>	<p>要改善事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 「高校の航海実習における週休日の振替に係る規定の件」については、補償休日に準じた取扱いなどを認める形での条例規則の改正、又は人事委員会の承認を得て別に定める取扱いの設定などが必要と考え、人事委員会事務局等の関係機関との調整を進めている。</p> <p>2 「県立学校の教員のタクシーを利用した出張に係る人事給与システムへの入力」については、要改善事項の内容を各学校に周知するとともに、旅行申請漏れ防止のための掲示物を作成して配布することにより、再発防止に努めた。</p>
指導部高校教育課	平成28年8月1日（平成28年6月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、人事給与システムに入力していなかったため、週休日に開催された催事に出張した職員4名に対して、時間外勤務手当4件、74,151円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年10月17日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、時間外勤務における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
指導部保健体育課	平成28年8月1日（平成28年6月15日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、平成27年度県立特別支援学校児童生徒心臓検診委託契約（単価契約：精算額4,347,000円）に当たり、契約で定められた個人情報の取扱いの責任者に係る届出書等を提出させていなか</p>	<p>不適切事項については、事業担当者が契約事務について十分な理解を欠いており、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、各事業担当者に契約事務に関する研修会を実施</p>

		った。	することにより、適正な事務執行に努めることとした。
支援部子ども教育支援課	平成28年8月1日（平成28年6月20日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、神奈川県コミュニティ・スクール導入等促進事業費補助金3件（交付決定額960,000円）の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。	不適切事項については、事業にかかる確認・点検及び連絡・調整不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係機関との連絡と課内での執行状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立近代美術館	平成28年8月17日（平成28年4月27日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託契約（予定支払額67,456円（税込））に当たり、契約単価に消費税及び地方消費税の金額が含まれていないこと並びに数量及び契約単価の単位を契約書に明記していなかった。 2 庶務事務において、職員に対して時間外勤務及び休日勤務を命ずるに当たり、神奈川県教育委員会関係職員服務規程に規定された「時間外勤務及び休日勤務命令簿」による命令を行っておらず、日時別の時間外勤務等の状況が明らかになっていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、委託に係る事務手続についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務については、関係規定等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等について職員に周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合教育センター	平成28年3月14日（平成28年1月28日及び同月29日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 亀井野庁舎に係る設備管理業務委託契約（契約額4,320,000円）に係る委託業務の一部について、契約で定められた受託者からの作業報告書で	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 亀井野庁舎に係る設備管理業務委託契約については、関係書類の確認が不十分であったことによるものである。

		<p>はなく、受託者が再委託した者からの報告書に基づいて履行確認を行っていた。また、当該契約に係る設計額の積算に当たり、一部の積算項目に係る積算基礎数量を誤ったため、設計額が144,299円積算不足であった。</p> <p>2 善行庁舎に係る設備管理業務委託契約（契約額5,546,880円）に係る委託業務のうち、平成27年8月に実施することと仕様書に定める水質検査については、仕様書の記載に不備があったこともあって、検査項目1項目の検査が実施されていなかったにもかかわらず、履行確認の際にこれを看過していた。また当該検査項目に係る経費が設計額に積算されていなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 善行庁舎に係る設備管理業務委託契約については、関係書類の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立横浜立野高等学校	平成28年7月1日（平成28年4月21日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約（契約額48,600円）の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報等の事項を記載していなかった。</p>	<p>不適切事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令についての認識不足等から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を記載していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	平成28年6月2日（平成28年4月21日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、環境整備業務委託（契約額22,658,400円）の契約締結に当たり、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を設定していなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約書の作成に当たり、確認が不十分であったことにより、長期継続契約に必要な左記条項を加えることを失念していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令等を十分に確認することにより、適正な事務執行に努めることとし</p>

			た。
神奈川県立磯子工業高等学校	平成28年8月30日（平成28年4月25日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬及び処分業務委託契約（契約額53,460円）の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。	不適切事項については、契約書作成時に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立磯子高等学校	平成28年6月27日（平成28年4月25日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、モップのクリーニング及び帯電処理代（契約額2,505円）の支払に当たり、「（節）需用費」とすべきところ、「（節）役務費」で執行していた。	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分だったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、職員の知識の向上を図るとともに、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立金沢総合高等学校	平成28年6月22日（平成28年4月25日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、教師用副教材の購入（1件、114,305円）に当たり、見積合せを実施すべきところ、1者からのみ見積書を徴し、契約を締結していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立港北高等学校	平成28年4月12日（平成28年3月9日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、GHP空調機の撤去（契約額1,323,000円）に当たり、撤去工事代のうちフロン類の回収・破壊処理に係る経費（205,200円）について「（節）委託料」で執行すべきところ、これを含めた全額を「（節）工事請負費」で執行していた。	不適切事項については、歳出科目の確認が不十分であったことによるものであり、平成28年3月17日に正しい歳出科目に更訂した。 今後は、このようなことがないように、歳出科目について、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川和高等学校	平成28年6月6日（平成28年4月18日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、部活動指導業務に係る教員特殊	不適切事項の教育特殊業務手当については、平成28年5

	員調査)	業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿への記載を行わなかったため、1件、2,800円を支給していなかった。	月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、特殊勤務手当実績整理簿への記入について、周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川崎工科高等学校	平成28年6月21日（平成28年5月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、校務用パソコン及びディスプレイの収集・運搬及び処分業務委託契約（契約額24,300円）の締結に当たり、相手方の指定した様式により契約書を作成したため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び神奈川県財務規則で定められた事項を契約書に記載していなかった。また、同委託契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立生田高等学校	平成28年6月27日（平成28年4月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが7件あり、そのうち旅費3件、600円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年8月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、人事給与システムへの入力についての周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立生田東高等学校	平成28年7月21日（平成28年4月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが19件あり、そのうち旅費9件、1,820円を支給していなかった。 (要改善事項) 「使用賃借している印刷機に係る印刷用紙の調達に関する件」 印刷用紙の調達に当た	不適切事項の旅費については、平成28年8月12日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、人事給与システムへの入力についての周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 要改善事項については、経

		り、印刷機の使用貸借契約を締結している事業者との間に、1か月単位の1者随意契約を繰り返して締結しているものがあった。 (以下省略)	済性、公平性、事務の透明性の観点から、校内で検討した結果、会計局あっせんの再生紙に切り替えることとし、経済性、効率性の向上を図った。
神奈川県立菅高等学校	平成28年6月22日（平成28年4月28日職員調査）	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが13件あり、そのうち旅費4件、800円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年8月9日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、人事給与システムへの入力についての周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立麻生高等学校	平成28年8月5日（平成28年4月15日職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが1件、440円あった。 2 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促に当たり、督促状の発行日を、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たることとなる日としたことなどの結果、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日を督促状の指定期限としているものが2件、3,080円あった。	不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。 1 督促状の発行日遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 督促状の指定期限誤りについては、神奈川県財務規則の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立上溝高等学校	平成28年6月21日（平成28年3月23日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、消防用設備等の点検に当たり、スポット型感知器の点検数を正確に把握しないまま業務を委託（契約額136,771円）したため、実際の点検は正しい数量	不適切事項については、関係規定の理解及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の

		(243 個) で行われていたものの、異なる点検数量 (240 個) が記載された見積書及び請求書に基づき一連の事務を処理していた。	職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立弥栄高等学校	平成28年5月12日 (平成28年3月10日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが4件あった。	不適切事項については、職員の勤務割振の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、職員に対する注意喚起及び複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合産業高等学校	平成28年8月9日 (平成28年5月23日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、神奈川総合産業高等学校敷地の使用許可 (許可期間1日、許可面積31㎡) に係る使用料の計算に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し消費税及び地方消費税相当額を含めていなかったため、使用料を誤って許可していた。これにより、使用料1件、22円が徴収不足であった。	不適切事項については、教育財産の目的外使用許可に当たり、財産管理に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、変更許可を行い、徴収不足分については、使用許可先から平成28年5月31日に徴収した。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立麻溝台高等学校	平成28年8月2日 (平成28年5月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬処分契約 (契約額257,040円) の締結に当たり、家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) の対象機器であるテレビ1台について、県が排出者として回収を行う産業廃棄物収集運搬業者の求めに応じ、リサイクル料金 (再商品化料金) の支払に際して契約上明記されていなかった。	不適切事項については、産業廃棄物収集運搬処分契約書の作成過程において、家電リサイクルに係る関連法令に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関連法令に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚湘風高等学校	平成28年7月11日 (平成28年5月16日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、体育館耐震工事に伴う上下水道料金の立替収入の調定に当たり、下水道料金部分も合わせて徴収すべきところ、	不適切事項については、下水道料金の算定方法の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことが



		その要不要の判断を誤ったことにより下水道料金の調定が遅延し、平成27年度の収入となるべき4件、1,556円を年度内に調定していなかった。	ないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立七里ガ浜高等学校	平成28年6月29日（平成28年5月9日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、放送室用放送卓の更新（契約額586,440円）に当たり、既存製品の撤去工事に係る経費（30,275円）、撤去搬出処分に係る経費（3,365円）について、それぞれ「（節）需用費」、「（節）委託料」で執行すべきところ、これらを含めた全額を「（節）備品購入費」で執行していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定についての研修参加等により理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制の強化により、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立藤沢西高等学校	平成28年8月9日（平成28年5月9日職員調査）	（不適切事項） 収入事務について、次のとおり誤りがあった。 1 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促に当たり、督促状の発行日を、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たることとなる日とした結果、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としているものが2件、1,760円あった。 2 領収した現金を神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが3件、1,300円あった。	不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。 1 督促状の指定期限については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 領収した現金の期限内納付については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し、進行管理を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校	平成28年6月27日（平成28年5月9日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、対外運動競技等引率に係る教員特殊業務手当について、手当の支給対象となる業務を誤認したため、3件、	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成28年8月24日に本人から返納された。 今後は、このようなことが

		12,000円を過大に支給していた。	ないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立鶴嶺高等学校	平成28年8月26日（平成28年5月9日職員調査）	（要改善事項） 「男子トイレブース交換・女子トイレ洗面台交換の修繕工事の経費に関する件」 県立学校施設の維持運営等に当たり、生徒用トイレの改修工事を私費会計から支出しているものがあった。 （以下省略）	要改善事項については、県立学校施設の維持運営等に当たり、生徒用トイレの改修工事を私費会計から支出していた点を見直し、適切に予算措置を行った上で公費で執行することとした。
神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校	平成28年4月11日（平成28年3月10日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、定期健康診断に用いる検診器具600点の借入れ（契約額19,440円）に当たり、「（節）使用料及び賃借料」で執行すべきところ「（節）役務費」で執行していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものであり、平成28年3月14日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立厚木東高等学校	平成28年8月5日（平成28年4月14日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、教師用副教材の購入（1件、75,170円）に当たり、見積合せを実施すべきところ、1者からのみ見積書を徴し、契約を締結していた。 2 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが8件あり、そのうち旅費2件、400円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務においては、神奈川県財務規則等の理解が十分でなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の旅費については、平成28年4月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、人事給与システムの入力についての周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとし

			た。
神奈川県立大井高等学校	平成28年6月28日（平成28年5月18日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用許可日数を365日で割り返して使用料を算定すべきところ、うるう年のときは366日で割り返すものと誤認して計算したため、使用料を誤って許可していた。これにより、使用料1件、9円が徴収不足であった。	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成28年5月27日に徴収済みである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立保土ヶ谷養護学校	平成28年6月3日（平成28年4月21日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う教育財産の目的外使用に係る変更許可について、まなびや計画推進課長通知に反し、条件変更のあった日（平成27年9月1日）までに行っていなかった。	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立金沢養護学校	平成28年6月21日（平成28年4月25日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、グリストラップ清掃業務及び排出汚泥運搬業務委託契約（契約額64,800円）の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。	不適切事項については、廃棄物処理等の契約締結に当たり、産業廃棄物の処理に係る関係法令に関する理解が不十分であり、会計局の標準契約書に必要な加除訂正を行わずそのまま使用していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成28年7月26日（平成28年4月27日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、寄附物品（テレビジョン、ディスプレイスタンド及びフロアスクリーン各1点、総評価額252,504円）の受入れに当たり、物品取得調書を作成していないなど物品取得手続等を適正に行っていなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県立高津養護学校	平成28年6月1日（平成28年4月28日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約（契約額16,633,281円）の締結に当たり、契約期間の開始日が平成27年4月1日である契約を会計局長通知に反し同年5月25日に締結していた。また、契約の効力が生じる前に契約額を確定させていなかった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立藤沢養護学校	平成28年7月20日（平成28年5月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約（賃借料1,741,159円、年割額580,386円）に係る土地建物等貸付収入の調定に当たり、契約で定めた期日（平成27年4月末日）と異なる納付期限（平成29年4月20日）を設定していた。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>